

— 会 告 —

特定非営利活動法人日本核医学技術学会 定款施行細則の改正のお知らせ

特定非営利活動法人日本核医学技術学会 理事長 片 瀧 哲 朗

特定非営利活動法人日本核医学技術学会の定款施行細則を、現状に則し下記抜粋のとおり改正しました。

なお、定款施行細則の改正は理事会の議決事項です。

改正前

(開票)

第15条 投票用紙の開票は選挙期間の終了後1週間以内に行う。

2 開票は選挙管理委員会が行う。

(開票)

第29条 投票用紙の開票は選挙期間の終了後1週間以内に行う。

(選出)

第31条 開票により得られた上位9人を理事として選出する。

2 第9位が複数ある場合は会員歴をもって選挙管理委員会が決定する。

改正後

(開票)

第15条 投票用紙の開票は選挙期間の終了後1週間以内に行う。

2 開票は選挙管理委員会が行う。

3 開票は監事1名以上が立ち会う。監事が立ち会うことができない場合は1名以上の理事を代理人として指名する。

(開票)

第29条 投票用紙の開票は選挙期間の終了後1週間以内に行う。

2 開票は監事1名以上が立ち会う。監事が立ち会うことができない場合は1名以上の理事を代理人として指名する。

(選出)

第31条 開票により得られた上位9人を理事として選出する。

2 第9位が複数ある場合は会員歴をもって選挙管理委員会が決定する。

3 理事に選出された会員は理事への選任を拒否できる。

4 第31条第3項の当該会員が出た場合、当該会員への選挙結果を無効とし次点のものを繰り上げて選出する。

5 繰上げ選出された会員で第3項の当該会員が出た場合、第4項と同じ作業を行う。

改正前

(開票)

第40条 投票用紙の開票は選挙期間の終了後1週間以内に行う。

改正後

(開票)

第40条 投票用紙の開票は選挙期間の終了後1週間以内に行う。

2 開票は監事1名以上が立ち会う。監事が立ち会うことができない場合は1名以上の理事を代理人として指名する。

(報告)

第44条 選挙管理委員会は選出の経緯ならびに結果を速やかに理事長に報告する。

なお、第44条は新たに追加された条文である。

以 上